

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年4月15日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の内容

- (1) 事業名
令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務(以下「本業務」という。)
- (2) 業務の仕様
令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年12月19日まで
- (4) 予算額
金25, 000, 000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

- (1) 単独事業者による参加
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
 - ウ 令和6年鳥取県告示第 507 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。
なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年4月23日(水)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。
 - エ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
 - オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - カ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 共同事業体による参加
構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成事業者が法人格を有すること。

イ 共同事業体の構成員の半数以上が(1)のイを満たしていること。

ウ 構成員の1以上の者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されていること。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同事業体の本プロポーザルに参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年4月23日(水)正午までに原則としてとっとり電子サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

エ 共同事業体のすべての構成事業者が(1)のエからキまでの条件を満たしていること。

オ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 選定方法

本業務に係る契約の相手方を選定するため、「とっとり産業未来フェス」企画運營業務委託に係るプロポーザル審査要領に基づき、「とっとり産業未来フェス」企画運營業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置し、次のとおり審査を行う。

- (1) 各審査員は、あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、提案者ごとに審査表により採点し、各審査項目の採点結果の合計得点が高い方から順位付けする。
- (2) (1)により各審査員がつけた順位を提案者ごとに合計し、順位点を算出する。
- (3) (2)による順位点が最も小さい者を最優先提案者とする。なお、順位点が同点の者がいる場合は、(1)による各審査員の合計得点を集計した点数が高い者を最優先提案者とし、この方法によっても決まらない場合は、審査員の合議により、最優先提案者を決定する。

4 手続き等

- (1) 本プロポーザルに関する問い合わせ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部産業未来創造課

電話 0857-26-7244/ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運營業務委託プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)及び仕様書等は、令和7年4月15日(火)から同年5月23日(金)までの間インターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>)に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年4月15日(火)から同年5月23日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

4の(1)の場所

5 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和7年4月15日(火)から同年5月9日(金)までの間(日曜日、土曜日及び休日等を除く。)の午前8時30分から、午後5時15分までに、プロポーザル実施要領の4に定める参加表明書等を4の(1)の場所に持参、送付、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

なお、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとし、送付又はファクシミリによる場合は、あわせて4の(1)の場所に電話連絡すること。

(2) 企画提案書の提出

(1)の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和7年5月15日(木)から同月23日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までにプロポーザル実施要領の6の(1)に記載する企画提案書等を作成の上、4の(1)の場所に持参又は送付により提出すること(ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない)。

なお、送付による場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこととし、あわせて4の(1)の場所に電話連絡すること。

6 企画提案のプレゼンテーションの実施

企画提案の審査に当たり、提案者は、審査会の審査員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時 令和7年5月29日(予定)

(2) 場所 鳥取県庁第二庁舎内の会議室(鳥取市東町一丁目271番地)

(3) その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

7 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として本業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 5の(1)の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

オ 1の(4)に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3) その他

ア 詳細は、プロポーザル実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。